

流山市介護認定訪問調査システム賃貸借

公募型プロポーザル募集要項

令和7年8月

流山市健康福祉部介護支援課

流山市介護認定訪問調査システム賃貸借
公募型プロポーザル募集要項

I 公 募

1 趣 旨

流山市では、後期高齢者の増加により、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定の申請が年々増加しており、これに伴い、要介護度を決定するためのプロセスである、訪問介護認定調査の件数も増加傾向にあり、認定事務の迅速な遂行に課題を抱えた状況にあります。

このため、本市では、介護認定訪問調査における効率化、迅速化及び正確性の向上を目的とし、「介護認定訪問調査システム」を導入することとし、当該システム導入、運用等に係る業務を遂行することができる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することとします。

2 内 容

（1）業務の名称

流山市介護認定訪問調査システム賃貸借

（2）契約期間

契約期間は、契約締結日の翌日から令和13年2月28日までとします。契約締結日の翌日から令和8年2月28日までは導入準備期間とし、本稼働期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までとします。

（3）賃借料上限金額

- ・初年度（一時導入経費を含む）：9,303千円（税抜）
- ・契約期間（5年間）総額：27,210千円（税抜）以内
（上記総額は初年度賃借料及び一時導入経費を含む）

（4）業務内容

別紙仕様書のとおり

Ⅱ 応 募

1 資 格

公募型プロポーザルに参加できる者は、本募集要項公表の日から参加申込書提出日までの間において、次の全ての条件を満たすものとします。

- (1) 法人格を有する法人であり、流山市競争入札参加資格業者名簿に登録がされている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者ではないこと。または、本業務の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出していないこと。
- (4) 流山市長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請していない、または、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請していない、または、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしていない、または、同法に基づく裁判所からの破産手続開始決定がなされていないこと。
- (8) 直近1年間に法人税、消費税及び地方消費税、流山市税の滞納がないこと。

2 参加表明

本件に参加する意思がある場合には、以下のとおり書類を提出していただきます。

提出書類については、A4縦長ファイルに綴じたものを1部作成し、事務局に持参してください。また、ファイルの表紙に業務の名称と法人名、背表紙に法人名を記載し、各様式及び関係書類ごとに

インデックスをつけてください。

なお、提出いただいた②法人概要（様式１－２）及び③流山市介護訪問調査システム賃貸借に係る必要機器報告書（様式１－３）については、事業者選定委員会でのプレゼンテーションにおいても使用するため、その点を考慮して、資料の作成を行ってください。

（１）提出書類

- ① 参加表明書兼誓約書（様式１－１）
- ② 法人概要（様式１－２）
- ③ 流山市介護訪問調査システム賃貸借に係る必要機器報告書（様式１－３）
- ④ 法人の登記事項証明書（履歴全部事項証明書）※
- ⑤ 印鑑証明書※
- ⑥ 直近１年間の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「納税証明書その３の３」※
- ⑦ 直近１年間の流山市税の納税証明書※
（市内に事務所がない等により、納税額がない場合にはその旨を記載した申立書）

※ ④～⑥は、提出日の３か月以内に発行したもの。

（２）提出方法

応募書類は、下記により持参してください（郵送不可）。

（３）提出期間

令和７年８月２６日（火）午前９時から

令和７年９月１６日（火）午後５時まで

（４）提出先

「Ⅶ 問い合わせ先及び書類の提出先」のとおり

３ 質疑回答

この募集要項及び仕様書の内容等に不明な点がある場合には、以下のとおり質問を行ってください。

（１）提出書類

質問票（様式１－４）に質問内容を記入のうえ、事務局へ提出してください。質問は１回限りとし、電話や口頭による質問は受け付けません。

(2) 提出方法

質問書は、下記により持参、郵便、電子メールまたはFAXにて提出してください。

持参以外の方法により質問を行う場合は、必ず事務局に電話連絡のうえ到達を確認してください。

(3) 提出期間

令和7年8月4日(月)午前9時から

令和7年8月18日(月)午後5時まで

(郵送の場合は、令和7年8月18日(月)午後5時必着)

(4) 提出先

「Ⅶ 問い合わせ先及び書類の提出先」のとおり

(5) 回答

令和7年8月25日(月)に市ホームページに掲載します。

電話及び窓口での個別対応は行いません。

4 提案書類の提出

2の参加表明と併せて以下の提案書類を提出してください。

提出書類については、A4縦長ファイルに綴じたものを7部作成し、事務局に持参してください。また、ファイルの表紙に事業の名称と法人名、背表紙に法人名を記載してください。

(1) 提出書類

① 企画提案書 (様式2)

業務に対する提案の内容については、優先交渉権者審査基準の審査項目に沿って任意様式により作成し、企画提案書に添付の上、提出してください。専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図表等を適宜に使用する等、見やすく明確なものとするよう努めてください。

提案内容詳細については、任意の様式としますが、枚数は30枚(60ページ)以内を目安に作成してください。(なお、今回の企画提案の目的に関係のない資料を含めないこと。)

② 見積書及び内訳書 (任意様式)

様式2の関係書類として、下記ア、イの経費に分けて見積を

提示すると共にその項目ごとの内訳（いずれも税抜）を示してください。

- ア 導入経費 システムの導入、研修、その他運用開始前に必要となる経費（総額）
- イ 運用経費 システムの賃借料（月額）
あわせて、令和８年３月から令和１３年２月までの総額を掲載すること。

（２）提出方法

応募書類は、下記により持参してください（郵送不可）。

（３）提出期間

令和７年８月２６日（火）午前９時から

令和７年９月１６日（火）午後５時まで

（４）提出先

「Ⅶ 問い合わせ先及び書類の提出先」のとおり

５ 参加認定

提出書類に基づき参加資格を審査した結果、参加が認められた応募者に対しては、参加認定及びプレゼンテーション日時等の通知を行います。参加が認められなかった応募者に対しては、その旨の通知を行います。

６ 留意事項

- （１）応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募事業者の負担とします。

なお、不測の事態又は流山市の事情により、本要項に基づく事業者の選定が延期又は中止となった場合においても同様の取り扱いとします。

- （２）応募事業者は、１つの提案のみ行うことができます。
- （３）提出書類の内容を変更することはできません。
- （４）提出書類の返却は行いません。
- （５）提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、必要に応じて複写を行います。
- （６）提案書類は、選定委員会等において、選定の検討にあたり必要

と認める範囲に限り使用します。

- (7) 提出書類は、情報公開の請求により流山市情報公開条例（平成13年条例第32号）に基づき開示することがあります。
- (8) 提出書類に不備がある場合には、速やかに事務局まで連絡のうえ、差し替えなどの対応を行ってください。
- (9) 本プロポーザルは都合により延期し、又取止めることがあります。この場合について参加者は異議申し立てることができず、違約金は請求できないものとします。

7 失 格 等

以下の事項に該当する場合は、応募を無効又は失格とすることがあります。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 提出書類に虚偽の内容の記載が判明したとき。
- (4) その他、本要項に違反すると認められるとき。

Ⅲ 選考・契約

1 事業者選定委員会

企画提案書を提出した事業者には、事業者選定委員会において以下のとおりプレゼンテーションを実施していただきます。

- (1) 開催日時
令和7年10月1日（水）
開催時間及び場所については、参加認定と併せて通知します。
- (2) プレゼンテーションの流れ
 - ア 企画提案書に基づく説明 … 20分以内
 - イ 質疑応答 … 10分程度
- (3) 留意事項
 - ア プレゼンテーションの参加人数は4名以内とします。

イ プロジェクター（HDMI、D-Sub 接続）、ケーブル、スクリーン及び電源タップは事務局にて用意します。パソコンやポインター等は、各提案者で準備してください。

ウ （２）アの説明時間が２０分を超えた時点で説明を終了していただきます。

（４）選定基準及び配点

「流山市介護認定訪問調査システム賃貸借公募型プロポーザル選定基準」のとおり

２ 優先交渉権者の決定

プレゼンテーションの結果、最優秀とされた提案者を優先交渉権者に決定し、通知を行います。

なお、次点となった提案者についても、次点優先交渉権者として通知を行います。

３ 契 約

優先交渉権者と詳細協議を行い、契約を行います。

なお、協議が整わなかった場合や優先交渉権者が辞退した場合、次点優先交渉権者と協議の上契約することがあります。

４ 審査結果の公表

（１）審査結果については、市のホームページにて公表します。

（２）審査結果について異議を申し立てることはできません。

（３）審査結果、審査内容に関する問い合わせには一切お答えできません。

Ⅳ 辞 退

参加表明後に辞退を希望する場合には、プレゼンテーション開催前日まで辞退届（様式３）を持参してください。

V スケジュール

本件プロポーザルは、次の日程（予定）で行います。

募集要項の公表 (市ホームページ掲載)	令和7年8月1日(金)
質問の受付	令和7年8月4日(月)～ 令和7年8月18日(月)
質問の回答 (市ホームページ掲載)	令和7年8月25日(月)
参加表明書及び 企画提案書等の受付	令和7年8月26日(火)～ 令和7年9月16日(火)
参加認定／不認定通知	令和7年9月24日(水)
事業者選定委員会 (プレゼンテーション)	<u>令和7年10月1日(水)</u>
賃貸人決定・通知	令和7年10月中旬
詳細協議	令和7年10月中旬～ 令和7年11月上旬
契 約	令和7年11月中旬
準 備	令和7年11月下旬～ 令和8年2月28日(土)
システム運用開始	令和8年3月1日(日)～

VI 事務手続きの流れ

応募からシステム運用開始までは以下の流れで進めます。

1 参加表明及び提案書の提出

参加表明書、企画提案書及び関係書類を提出していただきます。



2 参加認定／不認定の通知

応募者の資格要件及び書類の不備等を確認し、参加認定者にはプレゼンテーション日程等を併せて通知します。



3 事業者選定委員会の開催

企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施いただきます。



4 優先交渉権者及び次点優先交渉権者の決定

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

なお、応募者が1社のみ場合、評価点が満点の60%以上かつ見積金額が賃借料の限度額以下の提案であれば優先交渉権者として決定します。



5 詳細協議及び契約

優先交渉権者と詳細協議を実施し、契約を行います。

協議が整わなかった場合や優先交渉権者が辞退した場合には、次点優先交渉権者と協議及び契約を行うことがあります。



6 業務開始に向けた準備

契約日の翌日から令和8年2月28日までは準備期間とします。

令和8年3月1日からシステムの運用が円滑に行われるように、必要な準備を行っていただきます。



7 業務開始

Ⅶ 問い合わせ先及び書類の提出先

(所在地) 〒270-0192

千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

流山市役所第 2 庁舎 1 階 介護支援課

(電 話) 04-7150-6531 ※課直通

(F A X) 04-7159-5055

(E-Mail) kaigo@city.nagareyama.chiba.jp